

宿毛市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 22,231	千円 11,416,846	千円 207,013	千円 2,023,240	% 17.7%	% 19.7 %

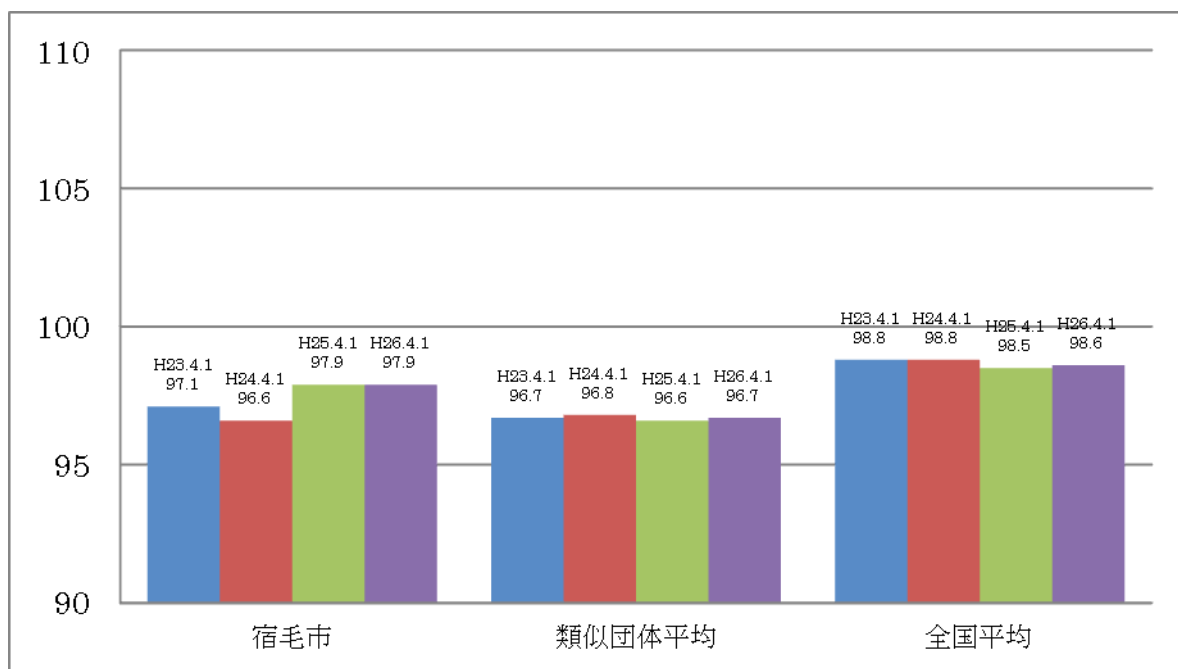
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 244	千円 840,618	千円 116,471	千円 308,318	千円 1,265,407

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,186	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

均したものである。

- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
25年度	円 352,102	円 351,840	262 円 (0.07%)	— %	% 0.00	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.83	月 3.85	月 △0.02	月 —	月 3.85	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、……。高齢層については……。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(6)特記事項

特にありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２６年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宿毛市	38.0歳	291,239円	374,439円	337,139円
高知県	43.4歳	328,731円	391,554円	349,537円
国	43.1歳	307,220円	—	376,236円
類似団体	歳	円	円	円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宿毛市	44.1歳	327,723円	410,923円	373,623円
高知県	55.3歳	327,607円	—	339,905円
国	49.9歳	272,119円	—	309,534円
類似団体	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成２６年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成２６年４月１日現在）

区 分		宿 毛 市	高 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600円	177,600円	一般職 172,200円
	高 校 卒	140,100円	143,700円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	140,100円	145,800円	137,200円
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	244,900 円	305,633 円	360,400 円
	高 校 卒	203,500 円	230,200 円	318,400 円
技能労務職	高 校 卒	—	229,200 円	—
	中 学 卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事 ・ 技 師	22人	14.2 %	135,600円	243,700 円
2 級	主 事 ・ 技 師	27人	17.4 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主 査 ・ 技 査	20人	13.0 %	222,900 円	354,700 円
4 級	係 長 ・ 主 任	36人	23.2 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課 長 補 佐 ・ 保 育 園 長 主 幹	29人	18.7 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課 長	21人	13.5 %	320,600 円	422,600 円

（注）1 宿毛市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を導入していないため、昇給への勤務成績の反映はしていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宿 毛 市	高 知 県	国
1人当たり平均支給額 25年度 1,408 千円	1人当たり平均支給額 25年度 1,538 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.675月分 (0.65)月分 (0.325)月分 12月期 1.375月分 0.675月分 (0.8)月分 (0.325)月分 計 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.20月分 0.65月分 (0.64)月分 (0.325)月分 12月期 1.35月分 0.65月分 (0.735)月分 (0.325)月分 計 2.55月分 1.30月分 (1.375)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.675月分 (0.65)月分 (0.325)月分 12月期 1.375月分 0.675月分 (0.8)月分 (0.325)月分 計 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ～ 15% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度を導入していないため、昇給への勤務成績の反映はしていません。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

宿 毛 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (応募認定退職 2～45%加算)
1人当たり平均支給額 24,076千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			あり
支給職員1人当たり平均支給月額（25年度決算）			494,700円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
沖の島（医師）	—	1人	あり（15%）

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			1183千円	
支給職員1人当たり平均支給月額（25年度決算）			13,900円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			4.5%	
手当の種類（手当数）			6手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
衛生手当	作業従事者	感染症患者移送 業務等	0円	日額1,000円
行旅病、死亡人 手当	作業従事者	行旅人取扱い業 務	0円	日額1,000円
	作業従事者	行旅死亡人取扱 い業務	0円	日額3,000円
食糧手当	作業従事者	定期船運行・整備 業務	511千円	日額200円
犬、猫死体処理 及び保護手当	作業従事者	犬、猫死体処理及 び保護業務	12千円	日額1,000円
運行管理者 手当	定期船運行管理者	定期船運行管理 業務	60千円	月額5,000円
研究手当	宿毛市立沖の島へき 地診療所に勤務する 医師	診療等に関する業 務	600千円	月額50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給年額	千円
支給実績（24年度決算）	46,114千円
職員1人当たり平均支給年額	149千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○配偶者 月額 13,000円 ○配偶者以外の 扶養親族 月額 6,500円	同		24,259千円	182,400円
住居手当	○借家・借間 居住者 基礎控除額 月額 12,000円 最高支給限度額 月額 27,000円	同		14,626千円	286,800円
通勤手当	○交通機関等利用者 最高支給限度額 月額 55,000円 ○交通用具利用者 月額 2,500円 (片道2km以上 3km未満)～月 額15,700円(25 km以上)	異	交通用具使用 の場合に ついて、使用 距離等を 細分化して いる	17,136千円	81,600円
管理職手当	○管理又は監督 する地位にある 職員に支給 定額化 月額 41,000円	同		2,335千円	488,400円
単身赴任手当	○異動等に伴い 住居を移転し、 やむを得ない事 情により、同居 していた配偶者 と別居すること となった職員で 、当該異動の直 前の住居から当 該異動後の公署 に通勤すること が基準に照らし て困難であると 認められるもの のうち、単身で 生活することを 常況とする職員 に支給	同		552 千円	166,800 円

	月 額 23,000円				
特 地 勤 務 手 当	○ 沖 の 島 町 で 勤 務 する 職 員 に 支 給 月 額 5,000円 (看 護 師 は 月 額 8,000円)	異	定 額 支 給 (国 は 4 % ~ 2 5 %)	516 千 円	78,000 円
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	○ 沖 の 島 町 で の 勤 務 を 命 ぜ ら れ た 沖 の 島 町 以 外 の 地 域 か ら 同 町 に 住 居 を 移 転 し た 職 員 に 支 給 月 額 20,000円	異	定 額 支 給 (国 は 異 動 の 日 か ら 3 年 間 (俸 給 + 扶 養 手 当) の 月 額 × 4 % ~ 6 (%) 支 給	1,680 千 円	240,000 円
休 日 勤 務 手 当	○ 休 日 に お い て 、 正 規 の 勤 務 時 間 中 に 勤 務 する こ と を 命 ぜ ら れ た 職 員 に 支 給 勤 務 1 時 間 に つ き 、 勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 × 1 35/100	同		7,776 千 円	259,200 円
夜 間 勤 務 手 当	○ 正 規 の 勤 務 時 間 と し て 午 後 10 時 か ら 翌 日 の 午 前 5 時 ま で の 間 に 勤 務 する こ と を 命 ぜ ら れ た 職 員 に 支 給 勤 務 1 時 間 に つ き 、 勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 × 2 5/100	同		1,932 千 円	111,600 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	550,000 円		
	副 市 長	(734,000 円) 628,000 円		
報 酬	議 長	405,000 円		
	副 議 長	340,000 円		
	議 員	315,000 円		
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合) 6月期 1.425 月分		
	副 市 長	12月期 1.475 月分 合 計 2.9 月分		
	議 長	(25年度支給割合) 6月期 1.425 月分		
	副 議 員	12月期 1.475 月分 合 計 2.9 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副 市 長	550,000×在職年数×490/100 10,780,000 任期毎 628,000×在職年数×330/100 8,289,600 任期毎		
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

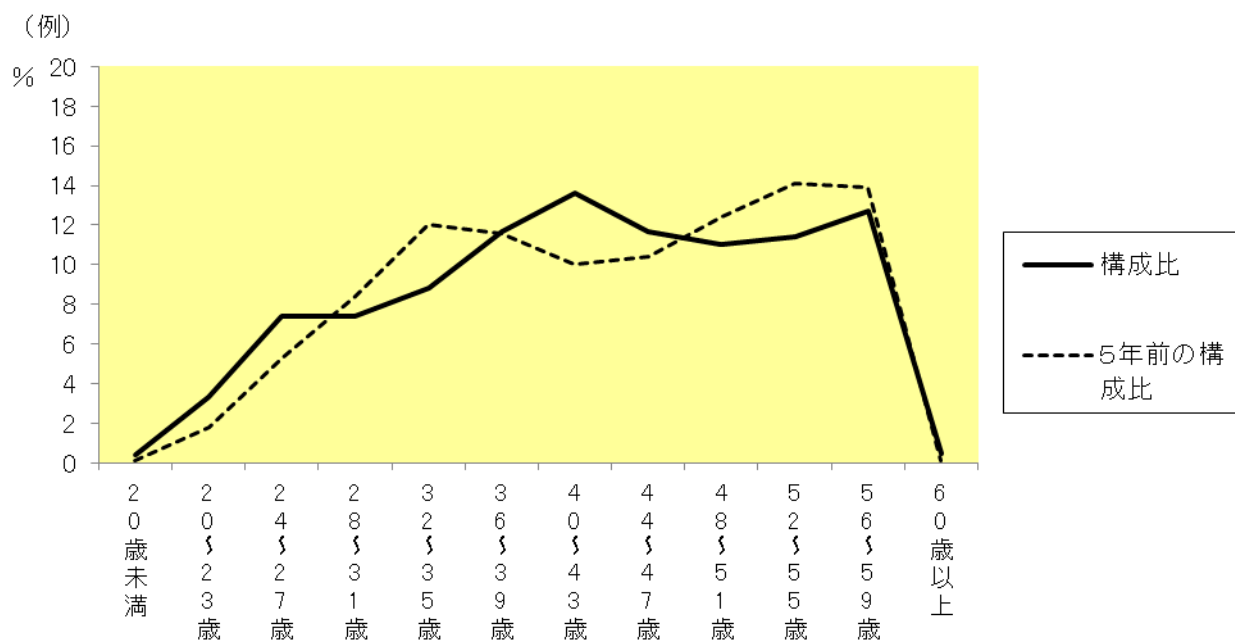
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	事 務 事 業 の 見 直 し 等 に よ る 職 員 減
		総 務	47	45	△ 2	
		税 務	18	18	0	
		農 林 水 産	15	15	0	
		商 工	5	5	0	事 務 事 業 の 見 直 し 等 に よ る 職 員 減
		土 木	18	18	0	
		民 生	94	92	△ 2	
		衛 生	21	18	△ 3	
	計		222	215	△ 7	事 務 事 業 の 見 直 し 等 に よ る 職 員 減
	教 育 部 門		22	22	0	
小 計		244	237	△ 7		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		8	7	△ 1	人 事 異 動 に よ る 減
	交 通		8	8	0	
	下 水 道		3	3	0	人 事 異 動 に よ る 減
	そ の 他		50	49	△ 1	
	小 計		69	67	△ 2	
合 計			313 [437]	304 [437]	△ 9 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	22人	40人	37人	40人	44人	23人	17人	29人	37人	1人	304人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	216	218	213	216	222	215	△2(2.9%)
教育	34	24	23	23	22	22	△12(35.3%)
公営企業等会計計	69	71	71	71	69	67	△2(2.9%)
総合計	319	313	307	310	313	304	△15(4.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。